

第13回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員意見取りまとめ結果

テーマ④： 町民参加について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）

町民参加
1 町民参加の推進 町民には行政参加の権利があるので、町は基本的事項の計画・条例の立案等の検討過程で、町民が参加できることを保障し、町民参加を積極的に推進する。 2 町民参加の方法・時期 町民の意思を反映させるため、審議会、意見交換会、町民意見、アンケート等を実施する。 適切な時期に、公募等で町民の委員参加を行う。 3 提出された意見の取扱い 意見等の検討を終えた時には、速やかに取りまとめ、多様な方法で周知・公表を行う。
町民には行政に参加をする権利があるので、参加できることを周知し、町民の意見を反映させるためにも公募などを行い、町民に参加をしていただく。意見交換・検討が終了した時には、他の町民にも周知をさせるためにも、早急にまとめ、公表を行う。
1 町民参加の方法及び参加の実施の周知に関する事項 2 審議会委員は、原則として公募を含めて参加させる 3 町づくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項など
町民は、町づくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とし、少なくとも上記3点を定めたい。
1 町民参加の機会を保障する。 2 町民参加の制度を整備する。 3 町民参加の周知と推進
細部を考えると、八雲町に近いものになると考えます。
自治基本条例で基本を規定する。 八雲町に倣い、次の骨格で。 1 町民参加の基本 2 町民参加の推進 3 町民参加の方法及び時期 4 提出された意見の取扱い 5 審議会の運営
白老町の文面でいいと思う。
簡素に 町民はだれもが…参加・・ 「参加とは」の意味を確認するべきではないか。 1. 自治会活動、審議会、議会、町政、行事などの個別項目に積極参加すべし なのか 2. これらに対して暗に参加してほしい、という希望か、参加できるという約束を含んでいるのか 3. 自治会活動と行政への参加を何かで区別する必要もあると感じます。自治会には地域限定とした自治主権があるはず。これをどこかで明記したい。 議会が多様な方法を用いて広く町民の意見を求めることはいかがなものか。 これだと議案ごとに事前に説明会らしき行為をする事になる。 これでは議会開催そのものが大変になる。従前より議員は幅広い活動、会合その他を通じて町民の意向や動向などをしっかりと受け止め町政に望んでいるのではないかと。権能。 これを否定しているように感じられる。議会に託すべき。

町民参加

- ・町民参加といっても全員が参加するものでもないので、その中心になる組織や、その組織の作り方を決めておくべきではないか。
- ・町民参加が実現しているかの検証は行わないか？

- ・町民参画の機会の保障
- ・町運営の計画や立案(基本的事項)、実施、評価等の各段階に参加する制度の整備
- ・町政参加の権利が容易に行使できる仕組みの整備
- ・多様な方法を用い広く町民の意見を反映した町政を行うこと（行財政改革、医療福祉、教育、環境等）
 - 審議会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント
- ・提出された提案、意見等の取扱いを整備
- ・公の施設の利用方法及び管理運営方法を決定する制度
 - 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき
 - 公の施設を新設、改良、廃止するとき
- ・青少年（20歳未満）が町政に参加できる制度

- ・第13回「町民参加」より、自治運営に対し町民の自己決定、自己責任のルール構築のための制度整備を現実的かつ具体的な内容になるよう、進行すると思われます。
- ・町民（執行機関も含む。）は、現状の町運営（財政、政策）を明確に分析把握し、地方分権の進展の一参加者として責任をもって参画しなければなりません。
- ・地方分権による多くの権限の移譲は、「公共領域の主役」も行政から町民に移行し、本来あるべき地域社会のあり方への変革をも促しています。
- ・執行機関関係者には、かなりの覚悟と強い信念そして行動力が伴うでしょうが、全国的に慢性化している地方自治の財政赤字を解消した象徴的な地域になってほしい。

- ・参加条例も持つ方向で考えている。基本条例では出来るだけシンプルに基本的なことを書くのが良いと思う。
- ・まちづくりの主体である町民は参加の権利も持つし、義務も持つことを基本とすること。
- ・町民参加を進めるには、町民、町長（含む職員）議会共に意識の変革が必要である、そのための研修会、研究会等の実施。
- ・町、議会は、町民に対し参加を保障すること。
- ・参加を行なう基準、行なわない基準
- ・審議会等の委員には公募の委員を入れること。
- ・参加・不参加により不利益を受けないようにする旨の規定
- ・提言等の取り扱い。
- ・仮称「地域協議会」、「住民投票制度」の設置。（細部は別に条例で定める。）

- ・基本条例の性格からいって、また、内容から言ってあまり細部まで規定するのは避けるべきと考える。この条例が生きたものになるかどうかは、条例そのものもさることながら、実施する中で出てくる問題点、課題等に柔軟に対応できるようにするべきと思う。具体的には仮称「地域協議会」で常に討議検討するのがよいと思う。したがって、基本的な事項に絞って規定するのが良いと考える。（石狩市の資料からもまだまだ意識の面で目標と現実のギャップが大きいのが実体だと思う。）

- ・町民参画に関する制度の周知を図り、町民参画に関する町民の意識を高める。
- ・パブリックコメント手続をする。
- ・計画、進行状況の公表（年に一度公表）
- ・議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意見を反映する。

- ・町民は参加するだけでなく、参画する意識を高める。
- ・どの審議会にも町民のうちから公募で選任された委員が含まれるよう。
- ・総合計画など多くの計画がなされているが、町民にその進行状況が理解しやすくした方がよい。

八雲町（下川町含む）を参考にして議論すべき。

どのような方法で町民参加を進めるかが明確になっている。つまり、町民参加という制度を動かす原則が整理されている。

町民参加

町民参加の基本：町民は基本原則に基づき、町政に参加することを基本とする。議会および行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民参加の機会を保障し、町民の意思を反映することを基本とする。

町民参加の推進：議会および行政は、次の事項を実施する場合は、町民の参加を推進し町民の意思を反映する。

- ・八雲町の7項目と同じ

町民参加の方法および時期：下川町と同じ

「町は、」とするだけでなく、「議会および行政は、」とした方が議会と行政のどちらも「町民の意思を反映する」という意識が強くなりそうなので、そのように表記した方が良いと思う。

町民参加を推進するための個々の町民が必要とする「情報」を、適切なカタチで提供することが保障されていること。

各種のメディア（情報源）を連携させ、町民の共通認識を創る。

前回の会合の「情報の共有」の延長線になりますが、やはり、一緒に行動するためには、最低限の「いつ、どこで、何を、誰と、何を目的に、どのようなやり方で」の基礎的な情報が共有されていなければ、動けません。

すべての情報を共有するのは、無理ですが、各種の企画書や報告書でも必要な、上記の項目に関しては、該当する事業を「手分け」する町民が関わる事項に関しては、「役場（≡事務局）に行けば、最低限は分かる」という状況にする。

情報発信に関して、今までは「モノ」としての、ペーパーメディア&それを作成する手段しかなかったが、いまは状況が変わって来ています。

原稿の最初から最後まで、役場で創らなければイケない時代は終わったと思われます。

「情報の共有」のための『情報の作成および加工の過程』にも、町民参加のシステムを創ることが、必要と思われます。

なんと言っても「人間関係のトラブル」は、感情論的な、言った言わないの話しから、『基礎的な情報』のなんらかの「伝達の間違いや、手間（≡負担）の処」に根底の課題がある。

どの「案件」に対して、どのようなカタチで情報発信をするのか？の整理を含めて、どの様な流れで、それを創り、発信していくか？の過程にも、町民参加でのシステム創りが必要と考えます。

思った以上に、町内を含め、「パソコン使い」と言える若者は、多数存在するようです。

「モノゴトの判断」は、委員会や年長者が行い、それを加工する現場には、そんな方たちを登用することを考える時期に来ていると思われます。

- ・町民参加についての基本事項を定める
 - 参加する権利
 - 参加の保障
- ・参加についての具体的な事項については、別に定める
 - 参加手法等

全ての町民が町政に参加する権利があり制約をうけるもので無いことを定める
町民参加の機会を保障し、町民の意見を反映させる必要があるため

- ・議会及び行政は、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。
- ・議会及び行政は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。
- ・町民は、町政活動の多様な機会へ参加することができます。

・今後進めるまちづくりには、町民参加が不可欠であり、そのためにも参加の機会を保障する必要がある。

・多様な方法を用いることにより、幅広い町民から意見を聴取する事ができ、町民の意思を町政に反映させるよう配慮すべきである。

- ・町政に参加する機会をできるだけ多くすること。

町民参加

◆ 基本的には八雲町を参考に・・・

① 町民参加の基本について

ア. 町民の意志を反映し、町民参加の機会を保障する。

イ. 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由とした不利益を受けないように配慮する。

ウ. 満20歳未満の青少年及び子供は、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できる。

のような内容など

② 町民参加を行う基準と行わない基準について

行う基準については八雲町の項目を参考に、また、行わない基準についても旭川市市民参加推進条例などのように出来る限り項目を挙げた方がわかりやすいと思う。

③ 町民参加の方法及び時期について

②同様、八雲町の項目を参考に。

・町民参加については、自治基本条例の中で具体的な内容を載せ、詳細について、規則など別に定めてはどうか。

・町民参加を行う基準の中で、税金の賦課などについて、基準に入れたり、除いていたり、自治体によって違いがあるようだが、どういう考え方によるものなのか。

①町民は、町政の主権者として、町政運営に参加する権利があります。

②町及び議会は、町民の参加する権利を保障します。

③満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

④町及び議会は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。

⑤町及び議会は、住民参加の方法について、その案件の内容や時代に即応した内容により、住民が最も参加しやすく、また、意見を失することのない方法をとることとします。

⑤—2 わたしたち（町、議会、町民）は、前項の規定による最も参加しやすい方法を常に検討し、意見していかなければなりません。

①、② 自治基本条例は町の最高法規（憲法）なので、「権利」を規定し、それを「保障」する方が良いのでは。

③ （住民投票との兼ね合いもありますが）八雲町が規定している「次世代の担い手」というのはとても良い表現であり、参加していただく意味がわかりやすいので規定しておきたい。

④ 参加条例を別立てにすると、再議論が必要となり、またかなりの時間を要してしまうので、基本条例によるところにしたい。しかしながら、具体条項を全て町の最高法規たる自治基本条例に規定するのも違和感がある。（石狩市の別立て条例は、全34条で構成されている。基本条例との重複条を差し引いても、28条もある。この内容（ボリューム）を基本条例に全て規定するのは如何か。）

⑤ 具体条項はやめて「時代に即応した住民参加の方法」をとることを規定。今の時代では審議会の委員やパブコメなどが考えられるが、時代の変化や先進自治体の事例及び住民意見などでもっと効率的な手法が生まれたときに、その都度条例改正をしていたのでは時間がかかりすぎる。「今」しうる最上の方法であることを約束し、基本条例制定の段階では考え方などでその具体方法をお示しし、新たな手法は随時取り入れて実践していく。そして、新たな手法の取り入れを守るため、2項で意見を出す義務規定を整備する。